

中間的な論点の整理

I. はじめに

デザインの戦略的活用による製品の高付加価値化を実現し、我が国産業の競争力強化につなげるためには、製品のブランド価値や付加価値の源泉となる独創性の高いデザインを的確に保護し、意匠権者による権利の積極的な行使や活用を可能とすることが必要である。当小委員会は、本年7月に産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置され、意匠制度の現状等を踏まえ、問題の所在の整理と対応の方向性について、これまで3回にわたり審議を行ってきた。今回、これまでの審議を踏まえ、意匠制度のあるべき姿に関して現段階における論点とその方向性について以下のとおり取りまとめる。

II. 検討の背景

1. 企業活動におけるデザインの位置付けの変化

従来、我が国産業界のデザイン活動については、企業間の相違があまり見られない横並びの状況となっていた。昨今、途上国産業の技術、品質、価格面での競争力の向上、韓国や中国におけるデザイン力の向上等を背景として、我が国の企業経営において、ブランドの確立や製品の高付加価値化・差別化に重要な役割を果たすものとしてデザイン戦略を重視する傾向が高まりつつある。また、デザインの概念も拡大してきており、企業活動の多様な場面においてデザインが利用されているとの指摘がある。

2. 企業における意匠制度利用の現状

意匠制度は、デザイン創作の成果をその意匠の創作者若しくは承継者に独占的排他的な権利として帰属させることによって、製造、流通、販売等の企業活動に一定の秩序を形成し、意匠創作のインセンティブを引き出すとともに、産業の発達を目指すものであるとされる。

現在、年間約4万件の意匠登録出願がなされているが、デザインが製品の重要な要素となっているアパレル、玩具等の企業は、製品開発数の多さやライフサイクルの短さから、出願・登録のコスト面を考慮して意匠制度の利用は低調なものとなっている。また、中小企業・個人のデザイナーにとっては、出願に係る準備・事務コストや登録料などの負担が大きく、これらの者からの出願件数は低迷しており、現行の意匠制度はあまり利用されるところとはなっていない。

3. 意匠審査の現状

意匠審査については、2003年におけるファーストアクション期間が約7.7ヶ月、セカンドアクション期間が約12.5ヶ月となり、スピード化が進んでいる。

審査・審判における類否判断については、登録意匠に多少の改変を加えた程度の意匠が非類似として登録されるなど、類似の範囲が狭く解釈される場合が多く、独創的なデザインが十分評価されていないのではないかといった指摘がある。また、審査過程における審査官の判断の前提やプロセス等が明らかにされない場合があるので、意匠の類似が不明確なものとなっているとの指摘がある。

4. 意匠権行使の現状

現行制度のもと、判決まで至る意匠権侵害訴訟は年間20件程度とされている。意匠権行使については、類否判断が困難であるため、他社が近似するデザインを実施しても訴訟にふみきれない場合も多いとの指摘がある。また、訴訟や無効審判に係るコストに比較して、侵害された意匠権に係る損害額が低い場合等には、権利行使をするメリットが薄くなる場合がある。このような現状より、企業間において実際に訴訟等で権利行使を行うケースは少なくなっている。

III. 具体的な検討項目

1. 意匠の定義

【問題の所在】

現行の意匠法において、意匠は「物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」とされており（意匠法第2条）、現行法のもとで登録される意匠は、1) 物品性があること、2) 形態性があること、3) 視覚を通じて認識されるものであること、4) 美感があることが要件となっている。

意匠として定義されるものは、デザインの中でも、特にフリーライドの恐れが高い創作について、コスト回収の機会を与え、新たなデザイン開発のインセンティブを維持するために保護の対象とすべきものであるとともに、市場における流通の単位として一般に認められているものである。

デザインの概念の多様化、拡大に伴い、企業活動の場において新たに経済的役割を担い保護が必要とされているデザインを的確に特定することが必要となっているのではないか。

【対応の方向性】

現行の意匠制度と同様、物品と一体化した意匠を対象とすることを基本としつつ、有体物でない製品（グラフィックシンボル、アイコン等を含む）について保護範囲に含めるべきか検討する。

【検討の留意点】

- (1) 情報技術に関するデザイン創作を保護することが、新たな創作を生み出すインセンティブとなるよう、企業の創作活動に与える影響等を踏まえた検討が必要ではないか。
- (2) 意匠の定義が変更されることによって、保護領域の範囲が不明確になる可能性があることについて配慮することが必要ではないか。
- (3) 願書記載事項や願書添付図面等、意匠登録出願時の手続きが複雑化・煩雑化しないように配慮することが必要ではないか。
- (4) 審査において新たな判断事項や負担が増加し処理期間が長期化することがないように配慮することが必要ではないか。
- (5) 保護対象の拡大に伴い、過度な競争制限が起きることがないように検討すべきではないか。
- (6) 保護対象の拡大に伴い、監視負担が増大することについて留意することが必要ではないか。
- (7) 公共性が高いピクトグラムやアイコン等のデザインについては、過度の独占とならないように考慮すべきではないか。
- (8) 新たな保護対象については、他の知財法によって保護が可能となっている部分との関係に関しても考慮することが必要ではないか。
- (9) 意匠の定義の変更に伴い、意匠法における他の規定（例えば、実施規定

や間接侵害規定)の見直しについても検討すべきではないか。

2. 意匠制度の枠組み

【問題の所在】

現行の意匠制度では、1) 意匠権の発生前に新規性等の登録要件の充足が行政庁によって確認されること（意匠法第16条）、2) 意匠権の性質は絶対的独占権であること（意匠法第23条）、3) 権利の内容は意匠原簿に登録され、意匠公報によって公示されること（意匠法第20条、第61条）、の3点が制度の枠組みの主要素となっている。

現在、意匠登録出願を行っている多くの企業は、安心して企業活動を行うための材料として意匠制度を利用しているため、意匠を安定した権利として活用したいとして事前審査制度の存置に肯定的であるが、他方、製品が短ライフであったり、多品種少量生産であったり、市場化の後すぐに模倣品が発生するような業界の企業には、事前審査なしで迅速・安価・簡便な権利発生を期待する意見もある。また、ブランド戦略、経営戦略の有効な手段であるという認識のもと、企業活動におけるデザインのレベルも向上してきた状況においては、必要性が生じたときのみ当事者同士に意匠権の有効性を争わせる制度があっても良いのではないかとの意見もある。

【対応の方向性】

事前審査制度と無審査登録制度とのダブルトラック型のよう、制度枠組みの異なる2つのトラックを併存させる制度の導入の要否も含めて、意匠制度に対する多様なニーズに対応し、デザイン創作を的確に保護し、意匠権者による積極的な権利の行使や活用を可能とするような新たな制度枠組みを設けるべきか検討する。

【検討の留意点】

- (1) 途上国におけるデザイン力の向上や、技術進歩により模倣がし易くなっている状況を十分踏まえた上で、我が国企業の競争力を強化する方向で制度検討することが必要ではないか。
- (2) 制度の枠組みを検討する際は、保護対象、保護要件、権利の公示、権利の強さや性質、権利の有効性の確認時期や方法、出願手続の各観点について明確にすることが必要ではないか。

- (3)制度の枠組みを検討する際は、実用新案制度等、既存の制度も参考にすべきではないか。
- (4)ダブルトラック制度を導入する場合は、相互の関連性や乗り換えの要否を検討することが必要ではないか。
- (5)ダブルトラック制度を導入する場合は、意匠制度全体が過度に複雑化し、管理負担や監視負担が増大しないように配慮することが必要ではないか。
- (6)ダブルトラック制度を導入する場合は、不正競争防止法とのトリプルトラックになる可能性について考慮することが必要ではないか。また、国際的な制度の整合性や協調性に配慮することが必要ではないか。

3. 意匠の登録要件と効力範囲

【問題の所在】

現行の意匠法において、意匠の主な登録要件は、新規性（意匠法第3条第1項）と創作非容易性（意匠法第3条第2項）である。判例上、新規性の判断は、意匠登録出願された意匠と同一又は類似の物品に係る公知意匠の範囲において、一般需要者の視点からみた美感の類否を判断するものであり、他方、創作非容易性の判断は、物品の同一又は類似を問わず、公知の意匠やモチーフの範囲において、当業者の視点からみた着想の新しさや独創性を判断するものとされている。

意匠権は独占的排他的権利であって、その効力は業としてなされる登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に及ぶ（意匠法第23条）。判例上、登録意匠に類似する意匠とは、登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠に及ぶものとされている。

審査において意匠の類似が狭く解釈される場合が多いことから、登録意匠として保護される範囲が狭くなっているのではないかと意見がある。また、類否の判断については、その判断手法や基準が明確になっておらず、十分な予見可能性が得られないため、積極的な意匠権の行使や活用につながっていないとの指摘がある。

【対応の方向性】

- (1)意匠登録の要件については、平成10年の意匠法改正において、要件の厳格化を行い、より創作性の高い意匠が保護される仕組みとなっていることから、類否判断の手法の明確化や判断の合理性の向上等、審査・審判における運用面等で対処すべき事項があるか検討する。
- (2)意匠権の効力範囲を拡大する方法の一として、効力が及ぶ範囲を登録意匠から類似する意匠の範囲だけではなく、更に、その登録意匠が属する分野における通常の知識を有する者が当該登録意匠に基づいて容易に創作できた意匠の範囲を追加すべきか検討する。
- (3)また、意匠権の効力範囲を拡大する方法として、欧州の意匠制度を参考にする等しながら、その他の選択肢についても検討する。

【検討の留意点】

- (1)創作を保護するための制度か、競業秩序を維持するための制度か、或いはその両方を兼ね備えた制度か等、意匠法の制度趣旨や目的を踏まえた検討をすることが必要ではないか。
- (2)意匠の類否判断の在り方について検討をする際には、審査・審判における類否判断の予見可能性の向上を図るとともに、時間的制約やコストも考慮することが必要ではないか。
- (3)意匠の保護要件や効力範囲に内在する価値判断は、デザイナーの意識にも影響を与えるものであるので、日本のデザイナーの資質を向上させ、すぐれたデザインの創作を促すものとなるように、保護要件や効力範囲の在り方について検討することが必要ではないか。
- (4)意匠登録出願時における権利範囲の明確化は、第三者による意匠権の回避を容易化することとなり、結果的には意匠権の解釈の幅を限定し効果的な権利行使ができない場合も生じることに配慮することが必要ではないか。

4. その他

【問題の所在】

上記のような制度枠組みに関する基本的な論点だけではなく、意匠制度

をユーザーにとって利便性の高いものとし、意匠権の行使や活用を促すこととなるような個別事項についても見直しが必要との意見がある。

【具体的事項】

(1) 関連意匠制度

企業が自社ブランドの構築のために、市場で成功した製品にマイナーチェンジを加えて製品開発を行っている実態等を踏まえ、改良意匠を適切に保護するために関連意匠制度の在り方について検討する。

(2) 部分意匠制度

同一人による同一の創作に係る部分意匠について出願の利便性の向上を図る等、部分意匠制度の在り方について検討する。

(3) 秘密意匠制度

秘密請求することができる時期の在り方について検討する。

(4) 新規性喪失の例外規定

新規性喪失の例外適用の在り方について検討する。

(5) 「意匠法」の名称

意匠の定義の見直しとともに、「意匠法」の名称の在り方について検討する。

【検討の留意点】

(1) 関連意匠制度

関連意匠について後日の出願を認めた場合、関連意匠の登録によって意匠権の効力範囲を事後的に拡大することが可能となる意匠権者と第三者とのバランスを考慮することが必要ではないか。また、意匠権の効力範囲を拡大した場合に、関連意匠の登録を認める範囲も変更すべきか検討することが必要ではないか。

(2) 部分意匠制度

同一人による同一の創作に係る部分意匠の登録が容易になった場合、部分意匠の意匠権者と第三者とのバランスを考慮することが必要ではないか。あわせて、先願意匠の一部と同一又は類似の後願の部品の意匠の保護の在り方についても検討することが必要ではないか。

(3) その他留意点

意匠権の活用や権利行使の実務的な側面において、出願人や意匠権者を補助する外部サービスやデータベースの整備についても考慮することが必要ではないか。